

伊奈町文教民生常任委員会

令和2年12月4日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年12月4日(金)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

・休憩 午前 10時02分

・再開 午前 10時02分

・休憩 午前 10時08分

・再開 午前 10時09分

◎閉会 午前 10時11分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 五味雅美

委員 高橋まゆみ、山野智彦、大野興一、上野克也、永末厚二、山本重幸

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬尾浩久、教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、福祉課長 松田正、子育て支援課長 瀬尾奈津子、北保育所長 斉藤雅之、南保育所長 磯部栄子、保険医療課長 久木良子、健康増進課長 岸本淳子、環境対策課長 大津真琴、教育総務課長 渡邊研一、学校教育課長 水落美佳子、学校給食センター所長 森田慎一、生涯学習課長 秋元和彦

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 皆さん、おはようございます。

今日はお忙しい中、皆さんお集まりいただき、ありがとうございます。

開会前にお願いがございませう。

新型コロナウイルス感染症対策として、出入口の扉の開放及び窓を少し開けておきますことをご了承ください。また、マスク等につきましても原則着用とし、発言する際はマイクの向きを調整していただき、着座で発言していただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本日、本委員会の傍聴につきまして、申出があった場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

○大島 清町長 改めましておはようございませう。

今日は12月議会の文教民生常任委員会、開催いただきましてありがとうございます。大変なコロナ禍ではございませうけれども、感染者の数、伊奈町は現在38人という人数でございませう。東京は500人以上、埼玉県も150人以上ということで、このところ増えており、行政としてもしっかりと対応していかなくては行けないと、改めて思っているところでございませう。これ以上増やさないように、行政としてもしっかりと対応してまいりたいと思ひます。

若干いいニュースがございまして、既にご承知の方もいらっしゃるかもしれませうけれども、民間企業の調査ではありましたが、住み心地の良いまち、埼玉県内で1番から64番までのデータが出ました。さいたま市の南区、中央区、大宮区、浦和区。さいたま市の4つが1、2、3、4でしたが、5番目に我が伊奈町が入りました。

市町村としては、さいたま市に次ぐ第2位というデータであります。これはまたすごくうれしい限りだと思ひます。町民の皆さんからいろいろデータを入れていただいて、その中で住み心地が良いまち第2位という、まさにうれしいデータが出たなど、改めて思っております。議会の皆さん方やボランティアの団体の皆さん方や経済界やいろいろな人たちが一生懸命努力したその結果が、そのようなデータになったんだらうと思っております。

私は公約といひませうか、いつも申し上げているのは、日本一住んでみたいまちにするんだということ、行政の皆さん方にはいつもハッパをかけていませうけれども、その目的に向かってさらにさらに頑張るまいりたいと思ひますので、議員の皆さん方も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今日は、9議案の審議をいただくこととなりますけれども、全議案ともご承認賜りますように心からお願いをして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案9件であります。これらを議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第86号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第8号）の所管事項について質疑を行います。

13ページから14ページの第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

14ページから17ページの第3款民生費について、質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 15ページの新型コロナウイルス感染症対策について計上されていますが、この内容を伺いたいと思います。失礼、17ページ。

まず、新型コロナウイルスの感染症の対策の保育所の関係ですが、これについて伺いたんですが、16ページ、17ページにかかったところですか。北保育所と南保育所の対策が計上されていますけども、ここに、規模はもちろん北と南では違うわけですが、金額の差があって、工事負担費が北のほうが大変多くなっているんですが、この具体的な工事について伺いたいと思います。

○藤原義春委員長 北保育所長。

○斉藤雅之北保育所長 ただいまの質問につきましてお答え申し上げます。

こちらの内容につきましては、ICTシステムの導入に係る費用等を計上しているものでございまして、金額の差につきましては、当然使用料につきましては、在籍児童の数によって違ってくるところと、北保育所に関しましては、保育システムで使うカードを利用いたしまして、玄関に電子錠がついておるんですが、こちらを自動的に開閉できるカードリーダーを設置する費用、こちらにつきまして北保育所についてのみ計上されていることから、差が出ているものと思います。

内容につきましては、ICTを使うことによりまして、児童の登降園管理をカードでもっ

てするという事とか、保護者への連絡につきまして、アプリを保護者に導入いただきまして、アプリへ一斉送信をするとか、クラス単位で連絡をするとか、個人に対し、例えばけがをしたときに写真付きでこういうけがをしましたよという連絡ができるようにするという事でございまして、コロナ等に関しましても、体温ですとか、その辺のことも管理ができるシステムを導入するというものになっております。

併せて、コロナ対策のみではなく、職員の業務の負担を軽減するために、ペーパーレスにするということもできるような形で導入を検討しているものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 ありがとうございます。これは今公設の保育所の予算ですけれども、当然私立も同じような対策というんですかね、そういうものをされているのかどうか伺いたいと思います。

○藤原義春委員長 北保育所長。

○齊藤雅之北保育所長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

民間の町内の保育施設等につきましては、我々がこちらの導入を検討する際に確認をさせていただいたんですけれども、システムの差はありますが、ある程度のICTシステム、例えば登降園ですとか連絡帳のみという形で、ほとんどの民間の施設については導入をしていると伺っております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 今の件なんですけど、私立の場合も同じような形で導入されているということなんですけども、それに対する財政的な支援というのはどうなんでしょうか。必要なかったんでしょうか。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 ただいまの質問にお答えいたします。

私立保育園につきましては、公立保育所に比べて創立されてからまだ日が浅いものでございますが、その建設の際には、既にそういったシステムにつきましては導入をされておりました。その建設の際に、補助金としてお出している中で賄われているものと存じます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 私立も非常に、大変火の車でやっているところが多いと思いますので、その辺も配慮していただくようお願いしたいと思います。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

17ページから19ページの第4款衛生費について、質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一委員 それでは、18ページの予防費の委託料についてお伺いいたします。

これは町内の医師会に委託料が行って、そこでどんな内容のことをやられるのかということと、ここのところで、県でコロナウイルス対策の指定の医院を決めたようなんですが、それとも関連があるのか、そのあたりをお聞きしたいと。

○藤原義春委員長 健康増進課長。

○岸本淳子健康増進課長 ただいまの質問にお答えいたします。

18ページの新型コロナウイルス感染症対策事業の委託料でございますが、こちらは今回、国から、令和2年度新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業というのが、県を通じて町に来まして、感染拡大や重症化を防止する観点から、65歳以上の高齢者の方、それと基礎疾患を有する方、これは国が決めたものがございます。その方に対し、無症状の方に対してPCR検査を実施するものです。

委託先につきましては、先ほど委員のお話のとおり、桶川北本伊奈地区医師会の中で、手挙げをしていただける町内の医療機関7か所に委託する予定でございます。その中で、自己負担5,000円での委託をと考えております。

それともう1点のご質問の、埼玉県指定診療検査医療機関と関係があるかというご質問ですが、これは違った事業になります。こちらは12月の広報いなでお知らせをしたとおり、今、インフルエンザの流行が重なるこの時期に、従来の体制整備を強化し、また見直しをし、発熱した患者が受診をスムーズに行えるように、埼玉県が体制整備をしたものです。

11月18日現在で1,053の医療機関が公表に手挙げをしておりまして、これによって、町内で発熱やコロナの様の症状がある方は、こちらの医療機関に問合せをすることで、かかりつけ医または身近な医療機関で、受診から検査まで一体的に行える整備体制でございます。ですから、全く違った事業になっております。

以上です。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにお願いします。

永末委員。

○永末厚二委員 今の同じところですけども、内容を伺いたいんですが、これは何人分を用意していらっしゃるのでしょうか。

○藤原義春委員長 健康増進課長。

○岸本淳子健康増進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

委託料につきましては、高齢者と基礎疾患を有する方で、250人分予算を計上させていただいております。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 250人分ということの選択が、もともとの基数は幾つあって、それが何%用意されているのかということと、その数字はどういう根拠で決めていらっしゃるのか、その辺を。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 私からお答えさせていただきます。

今申しあげましたこの委託料の500万円につきましては、対象者が65歳以上の方と、あと64歳以下でも基礎疾患を持っている方が対象となります。全体が、高齢者ですと1万人とか、基礎疾患の方の人数はちょっと分からないんですけども、そういった方を含めまして、課長が今申しあげたとおり250人ぐらいを、1月から予定しているんですけども、どのくらいの方が受けるというのはなかなか見通しが難しいものですから、大体2.5%ということで、250人程度をまず対象者ということで盛り込んでいます。

この金額なんですけども、課長が言いました5,000円自己負担という話をしたんですが、全体では1回2万5,000円かかるんです。2万5,000円のうち5,000円を自己負担していただいて、残りの2万円を国の補助金と、あと裏負担の町の財源で、合わせて2万5,000円分を賄うという内容になっております。ここの250人掛ける2万円で、500万の委託料の金額を予算計上させていただいているという内容でございます。

今の話、少し付け加えさせていただきますと、無症状の方の検査体制ということで今回予算計上はしたんですけども、先ほど大野委員からありました、県で進めている別の事業というのがあるんですけども、そちらのほうは若干違うんですけども、今の説明は無症状の方の

検査体制で、町の予算を通して委託してやっていく方法です。

もう一個は、県で指定医療機関ということで、具合が悪くて熱が出て、そういう心配がある方については、今PCRセンターということで、郡市で1か所やっているんですけども、その検査体制を充実させたいということで、近くの地元の医師会の医師たちに手挙げをしていただきまして、そこで受診できるような体制を整備しておりまして、町内そこは8か所、大体一緒なんですけどもね、この8か所のところでPCR検査、症状が出ている方については身近なところで受けるような体制を、これは県の指定ということで、併せて進めております。

その辺につきましては、予算は、町の費用はかかっておりません。保険適用でそこは受けていただくような形になっております。

併せて、その下の250万円の補助金なんですけど、こちらにつきましては、今言いました県で指定の医療機関に手挙げしていただきました、症状がある方のところについては、支援金という形で、町から1医療機関25万円の支援をさせていただきたいということで、10医療機関分、その分を予算計上したのになっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 250人を選択したのは2.5%という数のようですけども、私も何とも言えないんですけども、こういう制度ができれば、旅行に行く前とかそういうのに、検査をしてみたいという人が出てくるんじゃないかなと思いますけれども、心配なのは、250人で足りるのかなというのが心配なんですけれども、そのあたりは、もし超えるようなことがあったら何か措置があるのかなのか伺えますか。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 これらにつきましては、基本的にはお1人1回限りということでお願いしたいものでございます。250人で多分賄えるんじゃないかなと思うんですけども、足りなくなりましたら、またそのとき検討させていただきたいと思います。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 今の事業について、また重複する部分はあるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

下のまず支援金なんですけども、これは先ほど8か所と言われたのは、上の医療機関ですかね。下は何か所になるのかをお願いします。

○藤原義春委員長 健康増進課長。

○岸本淳子健康増進課長 無症状の方の検査をしてくださる医療機関は7か所です。今、県のホームページで公表されている医療機関は8か所になっております。

以上でございます。

○五味雅美副委員長 今の説明は下の支援金ですか。

○藤原義春委員長 健康福祉統括監。

○小島健司健康福祉統括監 すいません、またちょっと話があれになっちゃいまして。PCR検査の検査体制ということで、無症状の方、上の、先ほど250人の予算計上した分につきましては、結果的に手を挙げたのが7医療機関だったんですね。県で、先ほど言いました症状がある方の検査ができるかかりつけ医の医療機関については、1医療機関だけ増えていまして、8医療機関が手を挙げてもらったので、若干そこが違うんですけども。

この予算を組んだときには、正式にまだ手挙げが完了していなかったものですから、取りあえず10医療機関分、25万円掛ける10医療機関分で予算は取らせていただきました。結果として蓋を開けてみましたら、かかりつけ医の要請のやってもらえる、埼玉県指定を受けた医療機関については8医療機関が、最終的に手が挙がりまして、予算的には10医療機関で、対象は8医療機関分という形になります。

繰り返しになりますけども、無症状のところについては、1医療機関の手が挙がりませんでしたので、同じであれば分かりやすかったんですが、無症状のところは7医療機関で実施するという、そういう形になります。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 分かりました。県で公表されている機関も、私たちと見たんですけども、数字がいろいろ混同して分からなかったので伺いました。

上の、特に無症状の検査というのは非常に今大事で、やはりそこが遅れているのが、この第3波の原因じゃないかという面もあると思います。1回限りというのは非常にどうかと思うんですけども、やはり出かける前とか戻ってきた後とか、特にこれから年末年始、そういった方もいると思うので、外国なんかを見ても何度もやる必要があるとか、今日なくてもあしたかかっている可能性もあるわけですから。

もう一つは、5,000円の自己負担ですね。これも地方の自治体なんかでは、それも自治体で援助して無償でやるということも出ていますので、そういったことも、これからもっと検討していただく必要があるんじゃないかと思います。もしこれについてお考えあれば。

○藤原義春委員長 健康増進課長。

○岸本淳子健康増進課長 ただいまのご質問にお答えします。

桶川北本伊奈地区医師会に委託となり、桶川市、北本市、伊奈町で自己負担は5,000円で、近隣で合わせて5,000円と決めさせていただいております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

21ページから24ページの第9款教育費について、質疑はありませんか。

上野委員。

○上野克也委員 よろしくお願いいたします。

22ページの、新型コロナウイルス感染症対策の修学旅行のキャンセル料の支援事業ということで金額載っていますが、このキャンセル料の内訳を教えてください。小・中学校7校ありますけれども、どういう金額ベースになっているのか、詳細をお願いいたします。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、各学校、業者とのやり取りの中で企画料、違約料ということがそれぞれございまして、その人数分での金額でお答えさせていただきたいと思っております。

小室小学校の修学旅行につきましては4万8,400円、林間学校につきましては7万200円。それから小針小学校の修学旅行につきましては5万2,500円、林間学校につきましては6万6,500円。南小学校の修学旅行につきましては4万3,120円、林間学校につきましては6万3,600円。小針北小学校の修学旅行につきましては9万5,040円、林間学校につきましては12万1,500円。

それから、伊奈中学校の修学旅行につきましては11万1,200円、林間学校、宿泊学習につきましては53万1,696円。小針中学校の修学旅行につきましては一度延期がございましたので、152万2,400円と270万3,990円と。南中学校の修学旅行につきましては71万976円となっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 少し数字が聴きにくくて。今言った金額というのは、生徒数全員のキャンセル料という形なんですね。1人当たり2万幾らとかというんじゃなくて、例えば学年の全員の分のキャンセル料というような形ですね。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 生徒というか、各家庭での負担額というのは一切、このキャンセル料には含まれていないわけですね。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 こちらのキャンセル料につきましては、実施前、1か月前というところで積算をさせていただいてございます。もし1か月を過ぎた日にちでキャンセルとなった場合には、保護者の方にもお願いをしていく場合もあるというものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 伊奈町の場合は、保護者負担は一切なかったという理解でよろしいんですね。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 1か月前で積算をしております。現在、既に実施をしている学校が多くございますので、そちらにつきましてはキャンセル料の発生はしておりません。ただ、繰り返しになりますが、1か月前での積算とさせていただいてございますので、1か月過ぎてキャンセルとなった場合には、保護者の方にもお願いをするものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 教育次長。

○石田勝夫教育次長 少し補足させていただきたいと思うんですけども、例えば修学旅行の部分は保護者の負担がありますけれども、これが大体1回行くのに、6万円前後かかるかと思えます。その中でキャンセルという部分が発生した場合は、キャンセル料として例えば1万円取られるとか、そういう部分でありますので、その分を負担するという形になります。残りの部分は当然返ってくるということなので、保護者の負担はゼロという考え方になります。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑は。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 今のこの修学旅行の件なんですけども、金額の面でご説明いただいたんですが、そもそも伊奈町の修学旅行の実施状況、まだやっていないところもあるのかどうか、あるいはやっても、一旦計画したものがずれて、そこでもキャンセルが発生するわけですね、仮に実施したとしても。その辺の状況について、町全体での状況についてご説明いただけますか。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 修学旅行の実施につきましては、中学校3校が実施済みでございます。小学校につきましては、4校中2校実施済みです。あと2校が未実施。そのうち、1校は少し期間が先でございますので、実施について検討をしているというところです。

林間学校につきましては、小学校4校は中止で、代替行事として日帰りを、今検討していると伺っております。中学校につきましては、3校中2校実施、1校につきましては1年生の計画でしたので、2年生、来年度に延期ということで今検討をしております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 小学校の2校がまだこれからで、1校は検討をしているということで、もう1校についてはやっぱり検討中なんですか、もうやらないと決めたんでしょうか。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 1校につきましては、来週実施の計画となっております。もう1校につきましては、3月の実施となっておりますので、もう少しコロナの状況であったりとか、訪問先であったりとか、行事の先の感染状況などを確認しながら、実施をするかしないかということもこれから検討ということになっているかと思います。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。それで、一旦計画したものが延期になったところもありますよね。それについてもやはりキャンセル料は発生しているわけでしょうか。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 年度当初につきましては、ほとんどの学校が6月、7月で計画をしてございました。そちらにつきましては、全て10月、11月、それから3学期の2月、3月というふうに変更をしております。その中で、10月、11月については今実施をしてくれているという状況でございます。

その6月、7月を10月、11月に延期をした際に、キャンセル料、違約料、それから企画料

のキャンセル料がかからなかったところもありますが、日程の関係でホテルを変更せざるを得なかった学校につきましては、既に一度延期をしたことで、キャンセル料がかかっているという学校もございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

今の続きですけれども、そうすると、さっきやり取りが理解できなかったんですが、キャンセルした場合の予算を計上したということなんですか。それとも、実態のキャンセル料を補填したということなんでしょうか。そこが理解できなかったのでお願いします。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 予算を計上させていただいたということでございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうすると、それは契約に基づいて、キャンセルしたならば払わなければいけないであろう予算を、全額計上したという理解でよろしいでしょうか。事業所のキャンセル料全額を、町が負担する予算を計上したという理解でよろしいかどうか、確認させてください。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました。そうすると、実際は予算が使われないことも出てくるということですね。理解しました。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 同じところで、質問はこの財源の問題なんですけれども、一般財源で使われておりますが、大方は非常にコロナの影響でこのキャンセルが発生しているような感じなんです。いわゆる国の補正で使えないのか、そのあたりはどうでしょう。

○藤原義春委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

このキャンセル料につきましては、今国からコロナの交付金が、1次と2次合わせて4億4,390万円ということで、変更の交付決定通知が来ているところでございますけれども、その交付金で対応する予定になってございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありますか。

永末委員。

○永末厚二委員 23ページの小学校整備事業の中ですが、この内容を伺いたいのと、それから財源の付替えをしてありますけれども、これは地方債に付け替わっているんですけども、特例債か何かですかね、その内容をお聞かせください。

○藤原義春委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 ただいまのご質問にお答えします。

こちらの内容につきましては、南小学校のトイレ改修工事を繰越明許させていただきたいというところで、そちらに伴って単価の入替えを行ったもので、その増加に伴うものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 地方債の関係のお答えは。

企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のトイレの工事費それから施工監理の単価入替え、10月に単価の改正があったということで、それに伴って増額補正となったものですが、それに合わせて地方債が1,140万円増えているんですけども、これはその増額に伴って地方債の整理をしたところ、1,140万円増加したというところでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

第86号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第86号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第8号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第86号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第87号議案 令和2年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 7ページお願いします。ここに国保の職員の人件費が計上されていますけども、この中に時間外手当が270万円ばかりありますが、これは何人分の何時間ぐらいを想定してらっしゃるのか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、この270万円の時間外の増額をお願いさせていただくものでございますけれども、原因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の関係の減免の事務が新たに増加したこと、また中部土地区画整理事業が先日換地処分となりまして、それに伴いまして町名地番が変更になると、そういったことで、対象になる方のデータの修正とか確認などの作業が見込まれるというところで、増額予算をお願いさせていただくものでございます。

ご質問の時間数なんですけれども、担当職員は4名でございまして、月によって異なりますけれども、60時間から40時間ほどの時間外を見込んでおりまして計算させていただきまして、この270万円という額を、今回増額をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 これは今伺いましたけど、4名延べ50時間ですか、それとも1名50時間ですか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 失礼しました。4名の職員がおりまして、月によって変動いたしますけれども、60時間の月があったり40時間の月があったりというところで。月だとそのくらいの時間外を見込んでいます。例えば4級職の職員ですと、10月から半年分で約300時間とか、そういうふうに見込ませていただいております。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 今の説明から聴くと、どうも4名のうちそれぞれ1人当たり50時間平均というように伺いましたが、それでいいですか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

例えば。

○永末厚二委員 結構ですよ、もう。分かりました。了解です。

○増田喜一総務課長 若い職員ですと、30時間ほどで200時間をとか。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 7ページ下のシステム改修なんですけど、この内容を教えていただけますか。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

システム改修の内容でございますが、平成30年度の税制改正によりまして、令和3年1月から住民税に係る給与所得控除及び公的年金等控除が10万円減額となります。また、基礎控除額が10万円増額になることを受けまして、国民健康保険税の軽減等、影響範囲につきまして、システムの改修を行うものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第87号議案 令和2年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第87号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 令和2年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第89号議案 令和2年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第92号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第92号議案 伊奈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第92号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第93号議案 伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 この支援員の要件で、指定都市とそれから中核市というのが入ったわけ
なんですけども、この背景を教えてください。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 ただいまの質問にお答えいたします。

これはひとえに研修の機会を増やすということでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 伊奈町の場合には、これは全国どこでもいいということなんですか。
あるいは伊奈町の場合、周辺の中核市、具体的にどこかというのがあるのかどうか。

要は研修の機会を広げていくということだと思っんですけども、具体的にこれでどこか広がるという、その具体性があるのでしょうか。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 ただいまの質問にお答えいたします。

基本的には、埼玉県で開催する研修に参加させていただいておりますが、もしそちらの中核市が開催する研修に空きがあった場合、伊奈町も参加させていただけるということがございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 その中核市というのは、例えばこの近辺だとどこになるんでしょう。

○藤原義春委員長 子育て支援課長。

○瀬尾奈津子子育て支援課長 川口市、川越市、越谷市などがございますが、基本的には私も伊奈町では、県の開催する研修で十分間に合っていると申しますか、希望の者全員がそこに参加させていただけている状態でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 そうすると、伊奈町の場合にはあまり実効性はないけども、取りあえずそういうふうになったから入れたということによろしいですかね。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第93号議案 伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第93号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第94号議案 伊奈町介護保険条例及び伊奈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第94号議案 伊奈町介護保険条例及び伊奈町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第94号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第95号議案 上尾伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野克也委員 よろしくお願いたします。

第2条に、ごみ処理広域化に係る関係市町のごみの分別に関することと、(2)に収集に関することとあります。この分別に関しては、上尾市の分別と伊奈町の分別は違っていると思います。あと、収集するものが曜日によって違うと思いますので、この辺をどのように今考えていらっしゃるのか。分別はこうなりますとか、収集日はこうなりますと。

もう長年の習慣で、住民の人たちは今のルールで、もう表を見なくても出せる状態、ところが上尾市と一緒にになると、その辺のルール化がまた新たになりますので、まだまだ先のことだと思うんですが、今原案とか何かお持ちでしたら教えていただきたいと思います。

○藤原義春委員長 環境対策課長。

○大津真琴環境対策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今両市町における広域化した際の分別収集方法が違いますので、それをこれから検討し、収集運搬等の統一に向けた基本方針を検討するものでございます。

特にプラスチック製の容器包装は、現在上尾市では焼却、伊奈町では資源化しているんですけども、ごみ量に占める割合も大きく、焼却するのか資源化するのか、それによって焼却炉の規模、プラスチック再資源化施設の規模やごみの出し方に影響があるので、今後、住民や有識者で構成する検討会から意見を、聴取するというものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 今の伊奈町の分別ありますね、燃えるごみ、プラスチックだとか、その分別の区分というのは、今後多くなるのか減るのか、その辺はどうなんでしょう。

○藤原義春委員長 環境対策課長。

○大津真琴環境対策課長 お答えいたします。

そういうのも含めまして、この会議で検討するものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございますか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 この検討会議は、収集もありますけど、主に分別が大きな検討事項になるんじゃないかと思うんですね。今課長おっしゃいましたけども、上尾市の場合には焼却している。焼却するから、焼却でお湯を作ると。お湯を作るところ全国どこでもそうなんですけども、それなりのカロリーが必要になりますから、燃やせるものはどんどん燃やしていこうという流れになってくるんですね。

伊奈町の住人でも、上尾市から来られる方、伊奈町は分別が細かくて大変だと言われるんですけども、やはり時代の流れとして資源化していくというのが流れだと思います。やはりここ伊奈町が上尾市に流されないように、今のごみに対する考え方をきちんと維持してやっていく必要があるんじゃないかと思うんですね、私は。

それで、おっしゃるとおり、これをどうするかによって規模が全然変わってくると思いますので、非常に大切なテーマになってくると思うんです。やはり会議に臨むに当たって、伊奈町としてどう臨んでいくのかということ、逆に上尾市を説得するような覚悟を持って

ひ臨んでもらいたいと思うんですが、それを検討するのがこの会議なんですけども、これから考えていきますじゃなくて、伊奈町としての覚悟をぜひ持ってほしいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○藤原義春委員長　くらし産業統括監。

○藤村伸一くらし産業統括監　ただいまのご質問にお答え申し上げます。

伊奈町の再資源化につきまして、積極的にやっている部分もございますので、そういったことの良い部分については踏襲していきたいというのもございますので、そういったことにつきましては、会議の中で十分述べていきたいと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長　五味副委員長。

○五味雅美副委員長　ぜひそういう形で臨んでほしいと思います。

○藤原義春委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長　質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長　次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長　発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第95号議案　上尾伊奈ごみ処理広域化検討会議設置条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長　起立全員であります。

よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第97号議案　上尾伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありますか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

先ほどの質問と関連してのこの規約でございますけれども、結構重要なファクターでの意見が出てくる機関になりますが、別紙の第6条のところ、この検討会議の委員は、関係市町の長が協議して定める候補者について、伊奈町長がこれを選任するとあります。そもそもその候補者は、どういう方をどのように集めるのかということをご説明お願いいたします。

○藤原義春委員長 環境対策課長。

○大津真琴環境対策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

検討会議の構成員でございますが、伊奈町から5名、上尾市から5名、有識者2名の12名で考えてございます。構成員ですけれども、まず学識経験者が1名、関係機関の職員が1名、識見を有する者が2名、これは上尾市と伊奈町で1名ずつ、廃棄物減量等推進委員2名、これも伊奈町と上尾市で1名ずつ、消費者団体からお2名、1名ずつですね、それと現施設の地元代表の役員2名1名ずつ、それから今度できます新施設の地元代表の役員の方が2名1名ずつという内訳の、12名でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 分かりました、ありがとうございます。

先ほど委員からもありましたけれども、資源の再利用ということも大変重要なテーマだとは思いますが、ただ、その場合に余計にかかるコストも当然出てくるとお思いますので、ある説では、トータルコストではどっちが実際にコストは低いのかどうか分からないという意見もあつたりしますので、そのあたりが客観的に出るような体制をつくっていただきたいと思っております。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 規約が、関係市町の長の協議に委ねるという項目が非常に多くて、町長は大変だと思うんですけども、この中に第11条の負担金があるんですが、これも長の協議で定めるとなっているんですけども、何らかの、どういう経費が出るのかと、大体費用弁償とかそういった程度のものじゃないかなと思うんですが、決めておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、何かそういう、これも一々話合いで決めていくんでしょうか。

○藤原義春委員長 環境対策課長。

○大津真琴環境対策課長 ご質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、今回補正させていただいておりますけれども、今委員おっしゃったように、非常勤職員としての報酬と費用弁償、それと会議を持ちますので、食料費でお茶を出します。それと通信運搬費、郵便料ですね、それを合計いたしますと約24万7,000円、それを半分上尾市に負担していただきますので、そういった内訳となっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 大体はおよそそういう形で進んでいるということによろしいですね。はい、ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第97号議案 上尾伊奈ごみ処理広域化検討会議共同設置規約に関する協議については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第97号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第99号議案 財産の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 この結果について異議があるわけでも何でもありませんが、こういうものというのは結構価格に幅があるのですけども、3つの、例えば65インチの液晶テレビとかキャスターとかエチレンミニケーブルだと、こういうのは型式を指定したのか、こういう中身とか仕様をしたのか、このあたりを教えていただきたいのと、今65インチというと4K、8Kなんてありますけれども、そのあたりは最新のものかどうかをお伺いしたいと思います。

○藤原義春委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 ただいまのご質問にお答えします。

仕様につきましては、65インチのテレビということで仕様を定めております。また、テレビについては4K対応ということと国産のものということで仕様を定めさせていただいております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 ありがとうございます。希望するものが手に入っていれば良いと思いますけれども、予定価格よりも78.29%ぐらい安く手に入れられているので、これは良いことだと思うんですけれども、品物がしっかりしていれば良いと思います。希望のものが手に入れられたと理解をしておきます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 同じような趣旨になりますが、町内の業者が落札されたということで、非常に良いことだと思っております。ただ、液晶は結構品質の保証の面とかも、通常個人が買う場合には意識するところなんですけれども、製品の保証についてはどのような仕様書を出されたのでしょうか。

○藤原義春委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 ただいまのご質問にお答えします。

こちらについては、メーカー等の最長5年保証となっております。

以上でございます。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第99号議案 財産の取得については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第99号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

暫時休憩とします。

ここで執行部の退席をお願いします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項のその他に移ります。

まず私から、12月議会最終日、議会だより用の集合写真を撮りますので、8時40分までに集合して議場にて写真を撮りますので、ご承知をお願いします。集合写真はマスクを着用しての写真となります。

委員の皆さんから何かございますか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 最終日ですね。

○藤原義春委員長 最終日です。12月議会の最終日に8時40分までに来ていただいて、全員で集合写真を撮りますので。マスク着用にて写真を撮ると。

〔発言する人あり〕

○藤原義春委員長 議員全員、広報委員長からのお願いです。議会だよりに載せる集合写真です。

〔「マスクしたまま」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 委員長の方針で、マスクしたままということになっております。

広報委員会でも、マスクは取ったほうが顔もはっきり分かるからそのほうがいいんじゃないかという意見も出たんですけども、今このコロナ禍の対応をみんなで行っているということを見せるんだという委員長の方針もあって、マスク着用ということになりましたので、よろしく願いいたします。

閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いします。

○五味雅美副委員長 お疲れさまでした。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時11分